

令和4年度 真和高等学校 運動部活動に係る活動方針

1 本校の運動部活動

硬式野球、サッカー、バスケット、剣道、バドミントン、弓道、卓球、硬式テニス、陸上、ダンス愛好会

2 目標

- (1) 運動部活動を通じ、豊かな学校生活を送りながら生徒の人格的な成長を促す一助とする。
- (2) 生徒の運動部活動の「する」「支える」等の多様な活動機会において、一人一人が自主的・計画的に活動し、それぞれの自己実現をめざすものとする。

3 活動日、活動時間

(1) 活動日

ア 1週間の活動日は、5日以内とする。このうち、平日の一日を完全休養日とし、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動する場合は、あらかじめ該当週又は次週に振替休養日を設定することとする。

イ 定期試験の1週間前からは、活動を中止とする。

ウ 夏季及び冬季休業中の閉校日は、活動しないこととする。

(2) 活動時間

ア 平日は長くとも2時間程度（学期中の週末も含む。）、休業日は3時間程度とする。なお、朝活動は行わない。

イ 完全下校時間を厳守する。

(3) 完全下校時間

平日（4月～10月） 18：30

平日（11月～3月） 18：00

休業日及び長期休業期間 17：00

(4) 共通の休養日

ア 毎週平日の1日以上。

イ 定期試験前後の一定期間

4月 1日～ 4月11日（実力考査）

5月 3日～ 5月12日（1学期中間考査）

6月21日～ 7月 1日（1学期期末考査）

8月26日～ 9月 1日（実力考査）

9月20日～ 9月29日（2学期中間考査）

11月22日～12月 2日（2学期期末考査）

1月 4日～ 1月10日（実力考査）

2月 7日～ 2月19日（学年末考査）

ウ その他

12月28日～ 1月 3日（冬季学校閉校日）

(5) 上記(1)及び(2)の基準を超えた活動日・活動時間

ア 休養日及び活動時間

基準を超える活動日、活動時間で行う場合には、生徒の健康管理を最優先に考慮した上で、「部活動延長願」を提出し校長の承諾を得ること。その際、生徒の回復措置として別途休養日を設けるなどの措置を行うこと。

イ その他

大会スケジュール等により、活動時間の延長や朝活動の実施ができるものとするが、この場合、希望する運動部は、事前に校長の承認を得ることとする。

4 練習試合、合宿等

練習試合や合宿等の実施にあたっては、運動部顧問が、練習相手、試合日、場所、時間、引率等について明記した練習試合・合宿届を校長に提出し、承認を得る。

5 運動競技会への参加

運動競技会への参加は、高体連主催大会を原則とするが、その他の団体が主催する大会への参加については、事前に校長の許可を得ることとする。なお、いずれの場合も運動部顧問は、事前に大会名、主催者、大会期日、会場、引率等を明記した運動競技会参加計画書を校長に提出し、承認を得る。国民体育大会、日本選手権大会、国内で開催されるジュニア世界選手権大会等の競技水準の高い者を選抜して行う全国大会に生徒が参加する場合については、国及び財団法人日本スポーツ協会ほか関係団体が合意したものに限り、学校教育活動の一環として参加させる。

6 その他

(1) 運動部活動顧問会議

ア 年度初めに顧問会議を実施し、共通理解を図る。

イ 必要に応じて部長会、部活動集会等を開催し、目標の共通理解を図り、部活動の活性化につなげる。

(2) 部費の徴収について

ア 部費等、取扱いについては公費に準ずることとし、適切に管理する。

イ 保護者等から徴収した部費等がある場合は、決算報告書を校長に提出するとともに、保護者に報告する。

(3) 活動計画について

運動部顧問は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を活用し、日々の活動状況等を把握するとともに、生徒理解に努める。また、保護者に部活動通信等で活動計画・報告を行い、部活動への理解と協力を得ることができるよう努める。

(4) 活動方針策定について

活動方針の基本内容は、令和元年9月1日策定